永平寺町小規模基盤整備事業補助金交付要領

（目的）

第１条　この要領は、永平寺町補助金等交付規則（平成18年２月13日規則38号）および永平寺町農林課所管補助金等交付要綱(令和７年４月１日告示第66号)に基づき、永平寺町内に存する農地の畦畔除去または、農業機械等の進入路拡幅等により耕作条件の改善を図り、農地集積・集約化を推進するために支援を行う補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

　（１）永平寺町内の担い手農業者

　（２）永平寺町内の農業に従事する団体等

（補助対象事業及び補助率）

第３条　補助対象事業及び補助率は別に定める（別表１）とおりとする。

（補助対象農地）

第４条　補助金の交付対象となる農地は、次の各号のいずれにも該当する農地とする。

　（１）永平寺町の農業振興地域内に所在する農地であること。

（２）畦畔除去又は進入路拡幅後、継続して５年以上の一体利用が見込まれる農地であること。

（３）当該農地所有者の同意を得ている農地であること。

（４）過去に同様の補助金の交付を受けた農地でないこと。

（事業の採択）

第５条　町長は、事業要件を満たすものの中から予算の範囲内で採択する。ただし、申込が予算額を超えた場合は抽選を行い決定する。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、永平寺町小規模基盤整備事業補助金交付申請書(様式第１号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

　（１）事業実施計画書（様式第１号別添１）

　（２）補助対象農地の位置図及び現況写真

　（３）地権者及び耕作者の同意書（様式第１号別添２）

　（４）その他町長が必要と認める書類

（補助金交付の決定）

第６条　町長は、前条の規定により提出された申請書が、補助金交付の要件に適合すると認めた場合は交付を決定し、永平寺町小規模基盤整備事業補助金交付決定通知(様式第２号)により申請者に通知する。

（実績報告）

第７条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた事業を完了したときは、当該補助対象事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は当該補助対象事業の実施年度の３月31日のいずれか早い日までに、永平寺町小規模基盤整備事業補助金交付実績報告書(様式第３号)を町長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第９条　町長は、前条の規定により提出された実績報告書に基づき、補助金の要件に適合すると認めた場合は補助金の額を決定し、永平寺町小規模基盤整備事業補助金確定通知(様式第４号)により申請者に通知する。

２　町長は前項により額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（補助金交付請求）

第10条　前条の規定による補助金額の確定通知を受けた者が、補助金の交付を受けようとする際は、永平寺町小規模基盤整備事業補助金(概算払)請求書(様式第５号)を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取り消し）

第11条　町長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたことが判明した場合は、当該補助金の交付決定を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第12条　町長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明した場合は、当該補助金の全部又はその一部を返還させることができる。

（帳簿等の備付け）

第14条　補助事業者は、当該補助事業等に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を備え付け、補助事業等の終了の年度の翌年度から起算して５年間整備保存しなければならない。

（調査等）

第15条　町長は、当該補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告させ、又は職員に関係書類その他の物件を調査させることができる。

（事業実施期間）

第16条　本事業の実施期間は、当該年度内とする。

（その他）

第17条　この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

　附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

（別表１）

１　補助対象事業及び補助率

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象となる事業 | 事業内容 | 補助上限 | 補助率 |
| （ア）畦畔除去事業 | 永平寺町の農業振興地域内の隣接する２筆以上の農地の境界に存する畦畔を除去及びそれに伴う進入路の撤去を行い、農作業の効率化を図る工事 | 20万円 | 事業に要する費用のうち工事費の1/2以内  （千円未満切捨て） |
| （イ）進入路整備事業 | 永平寺町の農業振興地域内の農地において、大型機械に対応するための農地への進入路拡幅等の整備及び補修を行い、農作業の安全性向上を図る改良工事 |

２　要件等

（１）受益面積の不足等により国または県の補助採択が得られないものであること。

（２）施工業者等より見積をとり、請負工事を行い整備補修すること。

（３）（ア）の事業については、畦畔除去後の境界等も含めて農地所有者等関係者間で十分に協議を行うこと。

（４）（イ）の事業については、用排水路の断面を侵さないこと。また、農地１区画に1か所の工事とすること。

（５）上記（ア）、（イ）の２つの事業について、同時申請も可能とするが、補助上限額は２つの事業合わせて20万円とする。